

## V 事業者の事故対応について

### ○事故報告の義務

事故が発生したときは、家族に事実を速やかに報告すると共に、ケアマネジャー、市町村等に報告する義務があります。報告様式については、厚生労働省通知の「介護保険施設等における事故の報告様式等について」で示されています。（別紙参照・31 ページ）

なお、掲載様式は、行政への提出用を想定しています。家族、ケアマネジャーへの連絡は、事業所において定めた方法により行う必要があります。

### ○事故報告書を提出する基準

#### 1 対象

事業者が利用者に行う介護保険適用サービスとします（通所サービス等送迎・施設入所者の通院中も含む）。

#### 2 報告を要する事故等

事業者は、次の①～④の場合、市町村等へ報告をする。

| 項 目                    | 対 象 事 例                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①サービスの提供中に発生した重症又は死亡事故 | <p>ア 従事者等の故意又は過失の有無にかかわらず、外部の医療機関で治療を受けた場合とする（施設内の同程度の治療を含む）。※擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除くが、対応に問題があった場合等は事業者の判断で報告するものとする。</p> <p>イ ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合、及び利用者に見舞金や賠償金を支払う場合とする。</p> <p>ウ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告をするものとする。</p> |
| ②食中毒及び感染症等の発生          | 法令等により保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故                                                                                                                                                                                                                         |
| ③職員（従業者）の法令違反・不祥事件     | <p>利用者の処遇に影響があるものとする。</p> <p>例／利用者からの預り金の横領など</p>                                                                                                                                                                                                    |
| ④その他、報告が必要と認められる事故     | 例／利用者等の保有する財産を滅失させたなど                                                                                                                                                                                                                                |

### 3 報告の方法

(1) 事業者は、事故等が発生した場合、速やかに市町村等へ電話又はファクシミリ（個人情報の取扱いに注意）等で報告（第一報）をします。

(2) 事業者は、その後の経過について、市町村等の指示を仰ぐとともに、最終的な取りまとめを報告します。

(3) 報告の様式は「事故報告書」とします。（別紙参照・34 ページ）

※注1 第一報やその後の経過報告は適宜行い、事故処理の区切りがついたところで「事故報告書」に整理し、報告します。

※注2 市町村、事業所で既に定められた様式がある場合は、それを用いても差し支えありません。

### 4 報告先

事業者は、事故等が発生した場合、次の関係機関へ報告をします。

(1) 被保険者が属する保険者の介護保険担当課（必須）

(2) 事業所の所在地を管轄する県保健福祉事務所（死亡事故の場合）

※注1 市町村への報告は必須で県保健福祉事務所への報告は通常任意であるが、死亡等の重大事故の場合には、必ず報告すること。

※注2 報告には個人情報も含まれるため、その取扱いに十分注意をすること。

### 5 報告を受けた市町村の対応

報告を受けた市町村は、事故等に係る状況を把握し、保険者としての必要な処理を行います。

この場合、当該被保険者の属する市町村（上記4の(1)）が主たる対応を行うものとしませんが、事業所の所在する市町村が他市町村の場合は、事実確認等のために連携を図り対応します。

#### [対応例]

#### ①事業所の事故等に対する対応の確認

→事業所に対応を確認し、終了していないか、又は、明らかに対応が不十分である場合は、トラブルを未然に防ぐ意味からも必要な指導・助言を行う。

#### ②事業者の指定権者への報告

→指定基準違反のおそれがある場合や後日トラブルが発生する可能性が高い場合等、重大な過失と思われる事故等については、指定権者である県保健福祉事務所又は市町村に報告し、連携をとりながら必要に応じて指導・助言をする。また、利用者等から苦情、通報があった場合には、必要に応じ国保連合会と連携を図り対応をする。

## 6 主な介護サービスに係る法的根拠

- (1) 介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号） 第23条（文書の提出等／市町村）、第24条（帳簿書類の提示等／県）、第176条第1項第3号（国保連合会の業務（苦情処理）／国保連合会）
- (2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第37号） 第37条、第54条、第58条、第74条、第83条、第91条、第104条の3、第109条、第119条、第140条、第140条の13、第140条の15、第140条の32、第155条、第155条の12、第192条、第192条の12、第205条、第206条、第216条
- (3) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第38号） 第27条
- (4) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第39号） 第35条、第49条
- (5) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第40号） 第36条、第50条
- (6) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年1月18日 厚生労働省令第5号） 第40条、第54条
- (7) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第34号） 第3条の38、第18条、第35条、第37条の3、第40条の16、第61条、第88条、第108条、第129条、第155条、第169条、第182条
- (8) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第35号） 第53条の10、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条、第159条、第166条、第185条、第195条、第210条、第245条、第262条、第276条、第280条、第289条
- (9) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第36号） 第37条、第64条、第85条
- (10) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第37号） 第26条

## 7 その他

この取扱いは標準的なものとして示しているものであり、市町村等が既に要領等を定めている場合は、その指示により対処することとなります。